

令和 2 年

第 9 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 2 年 11 月 26 日
至 令和 2 年 11 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和2年11月26日

令和2年第9回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和2年第9回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	11. 26	木	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 議席の指定及び議席の一部変更</p> <p>2. 会議録署名議員の指名</p> <p>3. 会期の決定</p> <p>4. 村長の提案理由の説明</p> <p>5. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和2年第9回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年11月26日（木曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和2年11月26日 午前11時00分				
時及び宣告	閉会	令和2年11月26日 午前11時40分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 長谷川芳博		2番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明し た出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	総務課長	高橋正文	○
	村づくり 推進課長	三瓶真	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	教育課長	佐藤正幸	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	△
代表監査委員	高橋賢治	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年11月26日（木）午前11時00分開議

- 日程第 1 議席の指定及び議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 村長の提案理由の説明
- 日程第 5 議案第116号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 6 議案第117号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第9回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

議員の異動についてであります。去る10月18日に執行されました飯舘村議会議員補欠選挙において長谷川芳博議員がご当選され、現在の在職議員数は10名であります。

次に、常任委員及び特別委員会委員の指名についてであります。長谷川芳博議員を10月19日付で産業厚生常任委員及び高速自動車道整備促進特別委員、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員、議会改革特別委員に飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名をしております。

次に、本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件1件、承認1件の計3件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。11月10日に総務文教常任委員会が、11月11日に産業厚生常任委員会が、所管事務調査のためそれぞれ開催されております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。10月29日に議会広報編集特別委員会が広報編集のため開催されております。

次に、議会運営委員会が、本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、8月・9月・10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、議席の指定及び議席の一部変更

議長（菅野新一君） 日程第1、議席の指定及び議席の一部変更を行います。

このたびの飯舘村議会議員補欠選挙にて当選された長谷川芳博君の議席は、飯舘村議会会議規則第4条第2項の規定により、1番に指定します。

あわせて、会議規則第4条第3項の規定により、1番 佐藤健太君から7番 佐藤八郎君までの議席番号を順次繰り上げすることにいたします。変更した議席番号は、お手元に

配付のとおりであります。

それでは、ここで長谷川芳博議員を紹介します。

1 番（長谷川芳博君） ただいま紹介にあずかりました長谷川芳博です。議員になってまだ1 か月、まだ何も分からない立場なんですけれども、思いはあって、飯舘村、飯舘村民の豊かな暮らし、幸せを実現できるよう、私なりのカラーを出して働きたいと思いますので、ひとつお世話になります。よろしくをお願いします。

◎日程第2、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9 番 相良 弘君、1 番 長谷川芳博君、2 番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第3、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第4、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第4、村長提出の議案第116号及び117号並びに承認第2号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和2年第9回飯舘村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用中のところご出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、福島県人事委員会の勧告に準じて、職員の給与等の改正を行う必要が生じたので、ご承認いただきたく招集したものであります。

提案理由の説明に先立ち、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先般の飯舘村長選挙を経まして、今後4年間の村政の執行に当たることになりました。国の定めた復興創生期間の10年目である今年度は、飯舘村にとっては避難指示解除後の4年目であります。一人一人の復興においても、また、このふるさと飯舘村の再生においてもまだ道半ばということにあって、新型コロナウイルスや様々な毎年の自然災害、そういうものがある中で、様々な課題が山積しておりますけれども、今このとき、その任に当たりますこと、その責任の重さを痛感しているところであります。

また、一方で様々な世代の思いをしっかりと受け取って、ふるさとの再生と発展のためにこの力を全力を尽くすということ、その決意を日々心新たにしているところでもあります。どうか、飯舘村議会議員各位の皆様におかれましては、今後の村政運営におきまして絶大なるご支援と、またご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、私が目指すべきものは、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとであります。このふるさとを実現するための方針として、5つを挙げさせていただきたいと思います。

1つ目は、生きがいとなりわいの力強い再生と発展であります。2つ目は、健康で生き生きと、楽しく暮らせるふるさとであります。3つ目は、情報通信技術による新たなふるさとづくりであります。4つ目は、ふるさと資源のフル活用を図るということであります。5つ目は、生き生きとした学びの場を育むということであります。

この5つの方針は、いずれもわくわくする楽しいふるさとを実現するためのものでありますけれども、その主役はふるさとの担い手であります。ふるさとの担い手とは、自らがふるさとに愛着を持ち、ふるさとを前に向かって力強く進めることを楽しみ、その喜びを共にする全ての人、方々であります。関わって楽しい、支えてうれしい、そして暮らして誇らしい、そういうふるさとを実現するために全力を尽くしていきたい、そのように思っております。

なお、具体的な施策につきましては、次の定例会において村政運営方針としてお示しをしたいと考えておりますので、今しばらくご猶予を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきますと思うところであります。

また、さきの飯舘村議会議員補欠選挙において当選されました長谷川芳博議員におかれましては、心から祝意を表しまして、また今後のご活躍をご期待申し上げる次第であります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第116号は、令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）です。既定予算に5,421万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を149億2,021万3,000円としました。歳出の内容は、世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、国内でも第3波の影響が顕著になる状況を鑑み、感染予防衛生資材等の購入費を再度給付するため、所要額を補正するものであります。なお、この財源としては、国庫支出金を充てております。

議案第117号は、村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例です。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて、特別職職員及び議会議員等の特別給与を0.05月分引き下げる改定を行うものです。

承認第2号は、専決処分の承認についてです。これは、10月18日執行の村長選挙並びに村議会議員補欠選挙について、村長選挙の無投票に伴い、その予算を組み替えたため、専決第2号令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）について、その承認を求めるものであります。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時12分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査のため、引き続き休憩します。

再開は11時30分とします。

(午前11時20分)

◎再開の宣告

議長(菅野新一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎日程第5、議案第116号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)

議長(菅野新一君) 日程第5、議案第116号令和2年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) このたびの支給の予算ですけれども、これはこれでいいんですが、心配しているのは、雇用の場を失ったり首切りに遭ったり、仕事がなく休業が多かったりする方々は、村内の実態からしてはどういうふうに村として把握されているのか、まずお聞きしたいと思います。

総務課長(高橋正文君) このコロナ禍によりまして雇い止めとか解雇とか、そういうのを報道等で若干聞いておりますが、村内の方々のそういった内容については今のところ把握はしておりませんが、そんなには村民の方には、多少こういうコロナ禍ですから影響はあるとは思いますが、そういう解雇に遭ったとか雇い止めに遭ったというような状況は把握はしていません。

8番(佐藤八郎君) 幸いに村民の努力や行政の努力によって感染者が出ないというのは、これは永遠に続いてもらいたいんですけれども、あとは商工会等のそういう企業の皆さんとも連携もしてその辺もつかみながら、やはりコロナによって自分の生活、基本的人権が脅かされるような生活になってはいけないということで、福祉の面も含めて十分連携して把握されて、対応をしていただければと思います。

以上です。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

6番(高橋和幸君) 新型コロナ対策の交付金として5,400万円をまた一律1人1万円、各家庭に送付されるということで、これはいつまでに、またどのような周知の仕方でやっていくのでしょうか。

住民課長(山田敬行君) 基本的な流れは第1回目の給付金と同じでありまして、12月1日基準日の飯舘村に住民登録された方をデータを抽出しまして、基本的には特別定額給付金、1人10万円と同じ世帯主の方に1回目と同じ口座でよろしいでしょうかということで通知をします。そのほか、新たに転入された方とか、さきに世帯主で支給されていましたが亡くなった方とか、そういった方はこの方でよろしいでしょうかという通知をしまして、年内にその世帯主の口座に支給する予定であります。

以上です。

6番(高橋和幸君) ここで私が1つ憂慮することが、交付金を交付して村民それぞれが買うか買わないかは個人の自由ですけれども、どれだけの備えをするかは個人のお任せになるんですけれども、行政としてこれまでの答弁で液体ジェルだったりマスクだったり、幾ら

幾らの備蓄がありますというご返答がありましたけれども、こういうお金を村民にお配りをして村民のほうで備えをしていただけますかということではありますけれども、村としては今現状あるこの備蓄能力以上に、これからこの交付金を村民に配るわけですから、それ以外でこれまで以上にどのような形で備蓄能力だったり管理、そういうのを仕上げていくというか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

総務課長（高橋正文君） 村としての備蓄ということでございますが、現在村でもこの給付金と併せて村自体での備蓄品の準備も、あと備蓄も進めております。例えば、マスクにいたしますと現在12万枚ほど備蓄をいたしております。あと消毒液、あとはタオル類、あとはこういうパーティション、段ボールのものと素通しのものなどの備蓄をしております。あと現在、これから予定しておりますのが体育館等に避難者が来た場合の間仕切り、あとは家族用のテントとか、これから若干まだコロナ関係の国からの給付金が残っておりますので、それを財源としてこれから計画的に今年度中も村としての備蓄を進めていきたいと思っております。来年度は、この交付金がどうなるか分かりませんが、なるべく一般財源を使わないで国の財源を利用させていただいて、村としての備蓄も進めていきたいと思っております。

6番（高橋和幸君） 現在、世間では第3波と言われている波が来ておまして、第4波が来ないとも限りませんし、また来年までも続く気配であるのは多分ご承知のとおりだと思いますけれども、村のほうでも今総務課長からこういうふうにご説明がございましたけれども、その辺に関してもしっかりと、村民任せとかばっかりにするのではなくて、やはり行政としてもしっかりと備蓄関係の設置、備えをしっかりとってほしいと思います。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 分かりました。この給付金を1万円ずつ配って終わりと、村民任せということもあるかと思いますが、これは実は村で調達するにはこの本数とかマスクの枚数とかですね、なかなか全村民の分を村で調達して配付するというのはなかなか難しいという状況もございますので、ある程度の数でしたら村民の方が以前よりは容易に取得できるということもございまして、このような給付金で今回は対応させていただきたいということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第117号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第117号村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、承認第2号 専決処分の承認について

議長（菅野新一君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第9回飯舘村議会臨時会を閉会します。

（午前11時40分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月26日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅 野 新 一

同 会議録署名議員

相 良 弘

同 会議録署名議員

長谷川 芳 博

同 会議録署名議員

佐 藤 健 太